



岡山県ひとり親家庭 学士等取得支援給付金事業のご案内

【福祉事務所を設置していない町村にお住まいの方が対象です】



学士等取得支援給付金とは？

岡山県では、ひとり親家庭の親が高度な知識や実践的スキルを獲得するため、働きながら学士等の学位を取得できるよう、大学授業料等の一部を支給します。

対象となる課程は？

大学または短期大学（夜間及び通信制の課程を含む）

※専門資格の取得を目的とする課程及び大学院大学は除きます。

どんな人が対象？

- 福祉事務所を設置していない町村にお住まいで、20歳未満の児童を養育しているひとり親家庭の親で、次の要件全てに該当する方
- ①学士等取得支援給付金事業利用計画書を提出し、学士等の学位取得に向けて計画的に取り組むことができること（所得要件はありません）
- ②就学経験、就業経験、技能、資格の取得状況や労働市場の状況から判断して、学士等の学位を取得することが適職に就くために必要と認められること

※ただし、次のいずれかに該当する場合は、本事業の対象外となります。

- ・すでに学士、修士又は博士の学位を取得している方
- ・大学に在籍して高等教育の修学支援新制度における授業料等減免（日本学生支援機構（JASSO）の給付型奨学金）の支給対象となる方
- ・雇用保険法の規定による教育訓練に係る教育訓練給付金の支給対象となる方

給付金額は？

- 対象課程の修学のために支払った費用（入学金及び授業料）の60%に相当する額（修学年数×40万円（合計160万円）を上限とします。）

※給付金の支給は各年次の終了後となります。

事前相談・申請書の提出

- 給付金を受給するためには、**修学開始前**に管轄の県民局で事前相談を実施のうえで申請書を提出し、対象課程の指定を受ける必要があります。

※ただし、令和8年4月1日から令和8年10月31日の間に修学開始する場合は、令和8年11月30日までに事前相談を実施のうえで申請書を提出すれば、給付金を受給することができます。

【申請・問い合わせ先】管轄の県民局 健康福祉部 福祉振興課